

財務省請負工事成績評定要領の制定について

平成30年 3 月 29日 財 会 第1360号
大臣官房会計課長から各部局長あて

改正：令和 2. 12. 24 財 会 第 4 6 6 2 号

令和 3. 11. 10 財 会 第 3 9 6 9 号

標記のことについて、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 1 7 年 8 月 2 6 日閣議決定）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 1 3 年 3 月 9 日閣議決定）に基づき、別紙のとおり制定したので、通知する。

（別紙）

財務省請負工事成績評定要領

（目的）

第 1 この要領は、財務省の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 評定の対象は、原則として 1 件の請負金額が 500 万円を超える請負工事について行うものとする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいい、これらの者の分任官を含む。以下同じ。）が必要がないと認めたものについて、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、会計法第29条の11に基づく工事の請負契約についての監督を行う者（以下「監督職員」という。）及び検査を行う者（以下「検査職員」という。）とする。

(評定の方法)

第5 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、「工事成績採点表」（別記様式第1）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、「細目別評定点採点表」（別記様式第2）によるものとする。

4 評定結果は「工事成績評定表」（別記様式第3）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6 検査職員は検査を実施したとき、監督職員は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表等の提出)

第7 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当官等に「工事成績採点表」及び「工事成績評定表」（以下「評定表等」という。）を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8 契約担当官等は、評定者から評定表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を、「工事成績評定通知書」（別記様式第4）により通知するものとする。

(評定の修正)

第9 契約担当官等は、第8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当官等は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（この期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、通知を行った契約担当官等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当官等は、前項による説明を求められたときは、任意の様式により回答するものとする。その際、苦情の申立てができる旨を記載し、相手方に対して教示しなければならない。

(苦情申立て)

第11 第10第2項の回答を受けた者で、説明に不服がある者は、説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、苦情申立書（別記様式第5）により、財務省入札等監視委員会の設置及び運営について（平成19年11月29日財会第2673号。以下「入札等監視委員会通達」という。）により設置される委員会事務局の部局長に対して苦情を申し立てることができる。

2 苦情申立てに係るその他の手続及び苦情の処理の手続については、入札等監視委員会通達別紙2第3第1項第4号及び第5号、第2項、第4並びに第5によるものとする。この場合において、これらの規定中「再苦情」とあるのは「評定苦情」と、「1(2)に定める」とあるのは「財務省請負工事成績評定要領（平成30年3月29日財会第1360号）第11第1項に定める」と、「再苦情申立書」とあるのは「評定苦情申立書」と、「再苦情申立者」とあるのは「苦情申立者」と、「再苦情処理」とあるのは「評定苦情処理」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、各契約担当官等において体制が整い次第速やかに評価を実施することとし、遅くとも平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事からはすべての対象工事について適用するものとする。

別記様式第1

工 事 成 績 採 点 表

〇〇年〇〇月〇〇日 作成
〇〇〇〇(部署名を記入)

工事名																契約金額(最終)																																							
請負者名																工 期														～														完成年月日											
考 査 項 目		監督職員						(総括的)監督職員								検査職員 (既済)								検査職員 (既済)								検査職員(完成)																							
		氏名						氏名								氏名								氏名								氏名																							
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価																
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																																																	
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																																																	
2. 施工状況	I 施工管理(※9)	+4.0	+2.0	0	-5	-10										+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15																	
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15																																									
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15																																									
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																																																	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20																	
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25																	
	III 出来ばえ															+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-																	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																																																						
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)				-	-																																																	
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5	0	-	-																																									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点						点								点								点								点																							
評 定 点 (※1)		① 点						② 点								③ 点								③ 点								④ 点																							
7. 評定点計(※5)		点 (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 評定点計 点																																																					
		※ 既済部分検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (既済が2回以上の場合は③を平均する。 ※ 既済部分検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点																																																					
8. 法令遵守等(※6)				点	法令遵守等の該当事由																																																		
9. 評 定 点 合 計 (※7)		点 評定点計 (点) - 8. 法令遵守等 (点) = 点 (1回完済分 点、2回完済分 点、完成分 点)																																																					
所 見 (※8)		(総括的)監督職員																																																					
		監督職員																																																					
		検査職員																																																					

※ 1 65点+加減点合計 (1+2+3+4+5+6) とする。
各評定点 (①～④) は小数第1位まで記入する。

※ 2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督職員からの報告を受けて (総括的) 監督職員が評価するものとする。

※ 3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※ 4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点点評価のみとする。

※ 5 既済部分検査があった場合： (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※ただし、③既済が2回以上の場合は平均値

※ 6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は (総括的) 監督職員が完成検査時に行う。

※ 7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※ 8 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※ 9 検査職員が評価者である場合、評価に際しては、監督職員からの報告を受けて検査職員が評価するものとする。

別記様式第2

細目別評定点採点表

項目	細別	①監督職員	②(総括的)監督職員	③検査職員(既済)	③検査職員(既済)	④検査職員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点					
評定点合計							100点	

※ 既済部分検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (既済が2回以上の場合は③を平均する。)

※ 既済部分検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工 事 成 績 評 定 表

年 月 日
(部署名を記入)

工 事 名		
契 約 金 額	当初：	最終：
工 期	から	まで
完 成 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日		
既 済 部 分 検 査 年 月 日	第1回： 年 月 日	第2回： 年 月 日 第3回： 年 月 日
請 負 者 氏名		
現 場 代 理 人 氏名		
主 任 技 術 者 氏名		
監 理 技 術 者 氏名		
監 理 技 術 者 補 佐 氏名		
(総 括 的) 監 督 職 員 所 属 ・氏名		
監 督 職 員 所 属 ・氏名		
完 成 検 査 ・ 検 査 職 員 所 属 ・氏名		
既 済 部 分 検 査 ・ 検 査 職 員 所 属 ・氏名		
① 監 督 職 員 評 定 点	点	
② (総 括 的) 監 督 職 員 評 定 点	点	
③ 既 済 部 分 検 査 ・ 検 査 職 員 評 定 点	点	
④ 完 成 検 査 ・ 検 査 職 員 評 定 点	点	
⑤ 法 令 遵 守 等	点	
⑥ 評 定 点 合 計	点	

注

- 1) 評定点合計 既済部分検査がなかった場合：⑥＝（①×0.4＋②×0.2＋④×0.4）－⑤
既済部分検査があった場合：⑥＝（①×0.4＋②×0.2＋③×0.2＋④×0.2）－⑤
- 2) 既済部分検査が2回以上あった場合、③評定点は既済部分検査を合わせた平均点を記入する。
- 3) 一部完成の場合は、（総括的）監督職員、監督職員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4) 監督職員、（総括的）監督職員、検査職員の評定点は小数第1位までとする。
- 5) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6) ⑤法令遵守等は、完成検査時に（総括的）監督職員が記入する。（既済検査時を除く。）

第 年 月 日 号

【契約の相手方】

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

【部局名】

【役職】 氏 名

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、財務省請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に任意の様式により、説明を求めることができます。求めがあった場合、疑問の旨に対する説明は別途送付いたします。

なお、説明を求める場合の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 工 事 名

2. 工 期 ～

3. 完 成 検 査 年 月 日

4. 成 績 評 定 評 定 点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
(修正評定点 点 「評定点が修正された場合のみ」)

5. 送 付 先 〒 - 住所
部局名及び担当係、担当者名
TEL - - 内線

6. 手 続 等 の 問 合 せ 先 〒 - 住所
部局名及び担当係、担当者名
TEL - - 内線

別表 1

項 目 別 評 価 点

評価項目	評定点 / 点
1. 施工体制	/ 7.4点
2. 施工状況	/ 33.6点
3. 出来形及び出来ばえ	/ 40.8点
4. 工事特性（加点のみ）	/ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	/ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	/ 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）	/ 点
評 定 点 合 計	/ 100.0点

別記様式第 5

苦 情 申 立 書

年 月 日

(各委員会事務局の部局長あて) 殿

1 苦情申立者の住所氏名等

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

2 苦情申立ての対象となる工事名

(1) 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事

(2) 発注部局名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項